

新築や改築などを行う際にはご注意ください！

都市建設課 0299 (55) 0111
 鹿行県民センター 0291 (33) 4113
 建築指導課

建築物を建てる敷地が4m未満の道路に接する場合

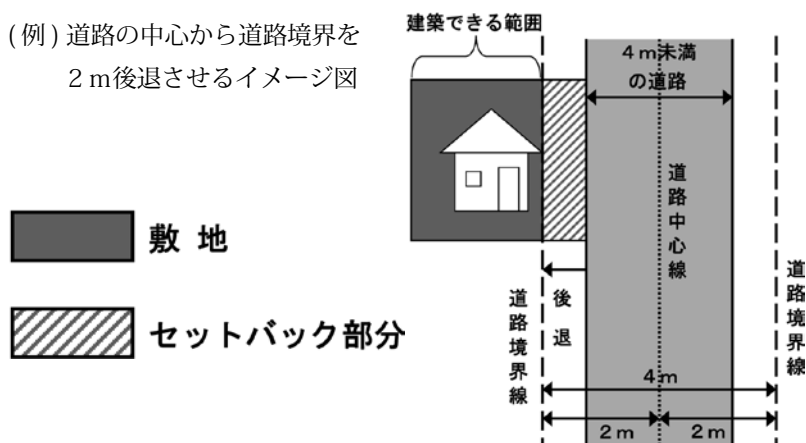
建築物（建物・門・塀など）を建てる敷地は、日常の交通はもとより、災害時の避難・緊急車両の通行のため、幅員4m以上の道路に接していなければなりません。

ただし、都市計画区域に指定された時点よりも前に建築物が立ち並んでいる道路は、幅員が4m未満（ただし、1・8m以上は絶対必要）であっても、建築の際に幅員4mを確保できるように道路境界を敷地側に後退させれば、建築物を建てるができます。これを『セットバック』と言います。

また、道路境界を後退させる際には、道路幅員が4m確保できるようにするため、既存の塀や擁壁を撤去・後退させる必要があります。

火災、自然災害、急病など、何かあったときに「あのとき道路を広げておけば…」ということにならないために、そして安全で安心して快適に暮らせる住環境をつくるため、みなでこの決まりを守りましょう。

(例) 道路の中心から道路境界を2m後退させるイメージ図



都市計画区域に指定された時点とは

旧麻生町…昭和49年10月31日
 旧北浦町…平成3年6月1日
 旧玉造町…平成4年9月1日

建築物を建設される方へ

鹿行県民センター建築指導課 0291 (33) 4113
 安全な建築物の最後の仕上げ「完了検査」

建築確認を受けた建築物が完成した際には、完了検査を受けることとなっています。この検査は、建築物の強度や避難等の基本的な性能が、建築基準法による関係規定に適合しているかを、法定の機関が現地で検査するものです。

検査を受けるためには、工事完了時に、「完了検査申請書」を鹿行県民センター建築指導課、または民間の指定確認検査機関へ提出してください。

また、検査後に発行される「検査済証」は、建築物の安全性等が確認された適合建築物の証であり、建築物の売買や融資を受ける際に提示を求められることもありますので、大切に保管してください。

被災住宅復興支援のための 利子補給制度について

都市建設課（玉造庁舎） 0299 (55) 0111

東日本大震災による被害を受けた住宅等を復興するために必要な資金を借入れて、一定の要件を満たす住宅を復興した場合に借入資金の支払い利息の一部を行方市が補給します。

利子補給金限度額

年利2.0%に相当する額（毎月の融資残高より算出する）

利子補給対象融資限度額

- ・住宅復旧のみ…640万円
- ・宅地復旧のみ…390万円
- ・住宅復旧及び宅地復旧…1,030万円

利子補給期間

利子の支払い開始日から5年以内（ただし、無利子期間・利子支払猶予期間があるときは、当該期間を含めた5年以内）

交付時期 毎年1回（2月予定）

対象

- ・り災証明書で大規模半壊、半壊もしくは一部損壊と証明された被災住宅又は復旧を必要とする被災宅地を所有する方。（被災住宅を解体して、被災者生活再建支援金を受給する方を除く。）
- ・市内の被災住宅の補修、建設もしくは購入及び被災宅地の復旧を行う方。
- ・住宅復興資金として、住宅金融支援機構、民間金融機関から貸付を受けた方。
- ・市税及び税外収入金を滞納していない方。

申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課（玉造庁舎）に提出。

申込期間

平成24年6月1日（金）～

平成26年3月31日（月）

指定管理者制度導入施設の評価結果を公表します

市では、指定管理者が提供するサービスが安全かつ適正な水準で確実に実施されているかを判断するため、利用者アンケートやヒアリング、実地調査等を基に評価を行い、結果について公表をしています。

◆評価方法

1 指定管理者評価（アンケート調査及び自己評価）⇒ 2 市評価（ヒアリング及び実地調査）⇒ 3 市公の施設指定管理者候補者選定委員会評価（最終評価）

◆評価の基準

- A（優良）仕様書及び事業計画書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われた場合
- B（良好）仕様書及び事業計画書の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われた場合
- C（課題含）仕様書及び事業計画書の内容や目標を下回る項目があり、さらなる工夫・努力、改善が必要な場合
- D（要改善）管理運営が適正に行われたとは認められず、大きな改善を要する場合

《平成 23 年度の評価結果》

No.	施設名	指定管理者名	評価結果					評価理由	所管課
			管理運営 全般	施設の 維持管理	サービスの 維持向上	危機管理 対策	総合 評価		
1	霞ヶ浦ふれあいランド	(財)市開発公社	B	B	A	B	B	茨城空港でのPR活動や空港からふれあいランドへの誘客に取り組むなど、行方市の観光拠点としての動線づくりを実現することができた。しかし、震災の影響に伴う一時休館により、観光客の動線も変わり、来場者は大幅減となったが、経費削減等により対応した点は評価できる。	商工観光課
2	観光物産館こいこい	(株)玉造観光物産センター	C	B	C	B	C	管理運営は概ね良好だが、一部営業時間の短縮等が見られ、市のアンテナショップとしての機能は十分とはいえない。また、震災の影響もあり、来客数が減ったものの、品揃えの不十分さも見られた。	商工観光課
3	高須崎公園 高須崎公園体験農場 高須崎交流センター	(財)市開発公社	B	A	B	B	B	維持管理が良好で、事業計画書の内容どおり適正な管理運営が実施されている。	都市建設課
4	北浦荘	(財)市開発公社	B	A	B	B	B	震災の影響で、休業や利用者の大幅減が見られたものの、経費削減の努力が伺えた。	商工観光課
5	あそう温泉「白帆の湯」	(財)市開発公社	C	B	A	B	B	震災の影響で、他の温泉施設が利用できなかった影響もあり、利用者は若干増えたものの、飲食部門が伸び悩んだ。今後の施設の有効利用が望まれる。	商工観光課
6	障害者地域活動支援センター「ドリームハウス」	市社会福祉協議会	A	A	A	A	A	利用者や保護者との信頼関係が密接であり、信頼関係も構築されている。また、事業運営も適切に実施され、安心、安全、快適な施設管理が行われている。	社会福祉課

◆評価結果の活用 評価により明らかになった課題等については、指定管理者に対し、必要な指導を行うとともに、対応方法を協議するなど改善措置を実施し、より良い施設管理やサービス向上に努めています。

お問い合わせ 市長公室 秘書課 行政改革推進グループ TEL 0299-72-0811

第10回たすきで繋ぐ
北浦一周ウォーキング
鹿行県民センター
☎ 0299-1(33) 6056

○北浦湖岸ウォーキング

鹿行大橋の周辺約5kmをゴミを拾いながら歩く

*北浦を眺めながら、新しい鹿行大橋や湖岸を一緒に歩きましょう。

○出前講座

北浦とわたしたちの水について、わかりやすくご紹介

*北浦とわたしたちの水について、楽しく学びましょう。北浦がもっと身近に感じられるかもしれません。

期 日 9月23日(日)

時 間 午前8時30分～正午

応募資格 小学生以上で5kmのウォーキングを完歩できる方

人 数 定員200名

場 所 行方市北浦庁舎構内

料 金 100円(当日徴収)

申込方法 電話、FAX、Eメール

申込締切 8月30日(木)

*荒天の場合は室内の催しのみ実施

申込先

TEL 0299-133-6056

FAX 0299-133-5638

Eメール rokose02@pref.ibaraki.lg.jp

児童扶養手当

現況届のお知らせ

社会福祉課（玉造庁舎）

☎ 0299（55） 0111

児童扶養手当の現況届受付について、次の日程で行います。現況届を提出しないと8月分（12月支給分）からの手当が支給になりません。通知は8月20日までに届く予定です。現況届の用紙は市役所にあります。

また、手当未申請で児童扶養手当対象者と思われる方は、お問い合わせください。

提出期間

8月20日（月）～8月31日（金）

（土曜を除く）

受付日時

○平日

8時30分～12時・13時～17時15分

○夜間【玉造庁舎のみ】

8月22日（水）17時15分～20時30分

○休日【玉造庁舎のみ】

8月26日（日）9時～15時

（未申告の方は、夜間と休日受付出来ません）

提出場所

玉造庁舎 社会福祉課

麻生庁舎 総合窓口室

北浦庁舎 総合窓口室

特別児童扶養手当・特別障害者手当等の現況届

社会福祉課（玉造庁舎）

☎ 0299（55） 0111

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当を受給されている方は、毎年8月に現況届（所得状況及び、現に対象者が在宅で養育または介護されているかなどの受給資格の確認）の提出が必要です。これは、引き続き手当を受けることができるかどうかを決める大切なものです。忘れずに手続きしてください。

提出期間

8月10日（金）～8月24日（金）

8時30分～17時15分

※土曜・日曜を除く

提出場所

玉造庁舎 社会福祉課

麻生庁舎 総合窓口室

北浦庁舎 総合窓口室



シリーズ 国民健康保険

医療費を抑えるには・・・

国民健康保険会計の歳出の約6割を占める医療費。健全財政運営には医療費の抑制が重要課題です。抑制するには、重症化や慢性にならないように予防することが大事です。しかし、医療機関へ受診することになったときは、適正受診で、医療費節約・抑制につながります。

その①ジェネリック医薬品希望カードを利用する・・・新薬（先発医薬品）に比べてジェネリック医薬品は薬の成分や効果は変わらないのに、3～5割も安くなる薬もあります。長期的に服用する慢性的な疾患は、家計の負担も軽減されます。医師、薬剤師に相談して利用してください。その②休日や夜間の受診は緊急時だけに・・・時間外加算や割増加算がつかみますので、やむを得ない場合以外はさけて受診ください。その③重複・頻回受診は控える・・・その④かかりつけ医を持つ。



そして、接骨院、整骨院のかかり方です。接骨院、整骨院に保険で受けられるのは外傷性のけが（ねんざ、打撲、骨折など）に限られます。また同一の負傷で医療機関で治療中のものは保険の適用にはなりません。

はり、きゅう、マッサージの施術は医師の同意が必要になります。

医療費が正しく使われないと家計負担や国保財政を圧迫してしまいます。効果的な治療を受け、一人ひとりの心がけて誰でも安心して受けられる医療制度を堅持するためにご協力をお願いします。

税金のお知らせ

今月の税金

市・県民税 第2期
国民健康保険税 第2期
納付期限（口座振替日）は
8月31日です。

市税の納付は口座振替が便利です

市税等は口座振替による納付が便利です。納め忘れがなく、金融機関や市役所窓口に出向く必要もなく、安全かつ便利です。

手続きは市内の金融機関窓口でできます。口座振替依頼書は、市内の銀行、信用金庫、農協、郵便局に備えてありますので、手続きの際は預貯金通帳および通帳印鑑をご持参ください。

「納税組合制度は平成24年度をもって終了します」

— 今後の納税は口座振替をお勧めします —

納税組合長をはじめとする納税組合員の皆様方には、これまで税務行政の推進にご支援とご協力をいただき、また、「地域一体となった税務行政の円滑な運営」や「地域住民の納税意識の高揚」など多大な貢献をいただきました。誠にありがとうございました。

近年は、「個人情報の保護」、「現金を扱う組合長の高負担」や「口座振替・コンビニ収納などの普及」による社会情勢の変化が見え始め、合併当初438組合が組織されていたものが、本年度は98組合となっています。このような状況を踏まえ、平成23年度・24年度の納税組合長会議において、「平成23年度、24年度の2年間を周知期間として平成24年度末に納税組合制度を終了する」方針を説明し、いずれの組合長にもご了解をいただいたところです。

納税組合制度の歴史は長く、既に解散した組合員の皆様方も含めると、市民の大多数の皆様にご協力をいただいた制度です。ここに、ご協力いただいたすべての皆様方に制度終了をお知らせいたします。納税者の皆様方には、引き続き税務行政に対するご理解とご協力をお願いいたします。

【問い合わせ】収納対策課（麻生庁舎） TEL 0299-72-0811

8月13日から8月16日までのごみの収集についてのお知らせ

お盆期間中のごみの収集については次のとおりですので注意してください。

8月13日（月）	麻生地区の燃えるごみの収集日 ※燃えるごみ以外は収集しません 美化センター休業日
8月14日（火）	玉造地区の燃えるごみの収集日 ※燃えるごみ以外は収集しません 美化センター休業日
8月15日（水）	北浦地区の燃えるごみの収集日 ※燃えるごみ以外は収集しません 美化センター休業日
8月16日（木）	麻生地区の燃えるごみ・有害ごみ・燃えないごみの収集日



※ごみは収集日の朝8時までに集積所へ出してください。

※お盆前は美化センターが大変込み合います。美化センターへのごみの持ち込みは早めをお願いします。

【問い合わせ先】行方市環境美化センター TEL 0299-72-2413

介護保険料の本算定のお知らせ

介護福祉課（玉造庁舎） ☎ 0299（55）0111

65歳以上の方の介護保険料額決定通知書および介護保険料納入通知書を8月上旬に発送します。

これは、平成24年度の住民税額が確定したことにより、本年度の介護保険料を再計算し、決定したものです。

決定された年間保険料から、仮算定（4月・1期）（6月・2期）での保険料を差し引いた額を月割り計算しています。

介護保険制度では、介護給付費のうち保険料負担率21%（21年度・23年度までは20%）を必ず65歳以上の人の保険料でまかなわなければならないません。そこで、介護給付費が増加することで、介護保険料も高くなります。

この制度は、みなさんの保険料と公費で運営されています。介護保険料を納めることで、介護が必要になったとき、安心してサービスを利用することができます。

保険料の納入方法

○特別徴収

老齢年金や退職年金などの支給額が年額18万以上の方は、2ヵ月

ごとに支払われる年金から自動的に2ヵ月分の保険料が天引きされます。

○普通徴収

特別徴収の対象とならない方（年金額が18万未満の方、年金の種別が老齢・退職共済・障害・遺族年金以外の方）は、市から送付する納付書または口座振替によりお支払いください。

※年度途中で転入された方や、65歳（誕生日の前日）に到達された方については、特別徴収者であっても、しばらくの間は普通徴収となります。

保険料の納付月

*保険料の年額を年6回で納付します。

○仮算定期間

4月（1期）、6月（2期）

○本算定期間

8月（3期）、10月（4期）、12月（5期）、翌2月（6期）

行方市農業委員会委員一般選挙のお知らせ

【投票日】 平成24年8月26日（日）
午前7時から午後6時まで

【定数】 選挙区ごとに定められた人数を選挙します。
（定数を超えた選挙区のみ投票を行います。）

選挙区	区域	定数
第1選挙区	麻生地区	8人
第2選挙区	北浦地区	8人
第3選挙区	玉造地区	8人

【投票できる方】 平成24年3月31日に確定した「行方市農業委員会委員選挙人名簿」に登録されており、選挙当日に次の要件を満たしている方

- ①行方市に住所がある
- ②平成24年3月31日現在で、満20歳以上である。
- ③ア. 10アール以上の農地を耕作している。
イ. アと同居の親族又は配偶者で年間概ね60日以上耕作に従事している。

※投票できる方には、入場券を8月20日に葉書で郵送します。ただし、無投票となった選挙区の方には郵送しません。

【投票所】 市内21ヵ所
（郵送する投票所入場券で指定された投票所）

【期日前投票】 投票日に投票所へ行くことができない方は、期日前投票をご利用ください。

期 間：平成24年8月20日（月）～8月25日（土）
時 間：午前8時30分～午後8時

投票所：第1選挙区（麻生地区）麻生庁舎 ロビー
第2選挙区（北浦地区）北浦庁舎 第4会議室
第3選挙区（玉造地区）玉造庁舎 ロビー
※選挙区ごとに投票所が分かります。

【開票】 平成24年8月26日（日）午後7時45分から北浦庁舎第1会議室で行います。

○立候補を予定している方へ○

◆立候補届出書類事前審査

8月8日（水）午前9時～午後4時
（12時から午後1時まででは除きます。）
麻生保健センター（麻生庁舎隣）

◆立候補届出の受付

8月19日（日）午前8時30分～午後5時
麻生保健センター

【問い合わせ】

行方市選挙管理委員会 ☎ 0299-72-0811



行方市の 「人づくり」に向けて

～行方市学校教育プランについて～



「行政での人づくり」として教育委員会の取り組みをシリーズにて紹介していきます。今月は2回目として、本年4月からスタートさせた「新学校教育プラン（2012～2016）」を紹介します。

○学校教育プランとは

市民、学校、行政が協力して学校教育振興のために取り組む施策を示したものです。第1期計画は平成19年度から平成23年度までとして、本年度から平成28年度の5年間で第2期計画にあたります。最終年度の数値目標を掲げてこれの実現に向けて年次計画で取り組みを進めます。また、第三者の評価委員により毎年、点検・評価を行い、必要に応じて計画を見直していきます。

○基本方針

3つの基本方針により基本的施策を展開します。

□方針1 「生きる力」をはぐくむ学校教育の充実

- ① 確かな学力の育成
 - ② 豊かな心をはぐくむ教育の推進
 - ③ 健康や体力をはぐくむ教育の推進
 - ④ 社会の変化に適切に対応できる教育の推進
 - ⑤ 特別支援教育の推進
- 方針2 「通いたい学校・通わせたい学校・誇りに思う学校」づくりの推進

- ① 教師力の向上
- ② 開かれた学校づくりの推進
- ③ 学校教育環境の整備



一目標数値一 （平成28年度 最終目標）

指標項目	校種	目標値
「授業がわかる」と感じている児童生徒の割合	小	95%
	中	85%
県学力診断のためのテストで平均正答率を超える児童生徒の割合	小	55%
	中	55%
学校の授業時間以外に、月曜日から金曜日で、勉強する児童生徒の割合	小	60%
	中	65%
「学校が楽しい」と感じている児童生徒の割合	小	95%
	中	95%
年間50冊以上（中学校では30冊以上）の本を読んだ児童生徒の割合	小	60%
	中	40%
県体力テストにおいて、A判定及びB判定の児童生徒の割合	小	65%
	中	67.5%
月曜日から金曜日、テレビやビデオ、DVDをみたり聞いたり、また、テレビゲームをしている時間が1日2時間以下の児童生徒の割合	小	55%
	中	50%
不登校発生率	小	0.18%以下
	中	1.75%以下

○主要事業

- ① 学力向上対策委員会の設置（引き続き委員会を設置して学力テスト等を分析して今後の指導方法や学習意欲の向上へ取り組みます。）
- ② 個に応じた指導の充実（少人数指導や習熟度別学習、非常勤講師、外国語指導助手などを活用します。）
- ③ 読書活動の充実（家庭、地域ボランティアと連携して読書活動を充実します。図書館から学校への図書の配本を行います。）

- ④ 小中一貫教育及び幼小中連携の推進
- ⑤ 学校の危機管理体制の確立
- 方針3 家庭と地域の連携・協力の推進
- ① 幼児児童生徒の望ましい生活習慣の確立
- ② 学校ボランティアの推進
- ③ 地域における児童生徒の安全確保
- ④ 生活習慣の改善（早寝・早起き・朝ごはん「ノー・テレビ・デー」あいさつ運動）などに取り組みます。）
- ⑤ 「相談室ポプラ」の充実（適応指導教室の周知を図り、幼児児童生徒及び保護者、教職員の相談に対応します。）
- ⑥ 生徒指導の充実（相談室ポプラ、子育て支援室、スクールカウンセラー等の連携により不登校児童生徒数の減少を図ります。問題行動に対しては、学校と関係機関との連携により速やかに対応します。）
- ⑦ 幼小中連携教育の推進（幼小中の交流を進めます。小中間では連携型による一貫教育を進めます。）



小学校での外国語指導助手事業